

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表

新	旧
<p>(非常災害対策)</p> <p>第六条 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条、第十二条の二及び第十三条第三項において「障害児入所施設等」という。）を除く。以下この条及び第十三条第二項において同じ。）は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 児童福祉施設は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、避難及び消火に係る訓練並びに救出その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ行わなければならない。</p> <p>4 児童福祉施設は、前項の訓練のうち避難及び消火に係る訓練にあつては毎月一回、救出その他必要な訓練にあつては定期的に行わなければならない。</p> <p>5 児童福祉施設は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、地域住民、他の社会福祉施設等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるとともに、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>6 略</p> <p>第六条の二 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それら</p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第六条 児童福祉施設は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 児童福祉施設は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、避難及び消火に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ行わなければならない。</p> <p>4 児童福祉施設は、前項の訓練のうち避難及び消火に係る訓練を、少なくとも毎月一回は、行わなければならない。</p> <p>5 児童福祉施設は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、地域住民、他の社会福祉施設等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。</p> <p>6 略</p>

を定期的に職員に周知しなければならない。

2 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に係る訓練にあつては毎月一回、救出その他必要な訓練にあつては定期的に行わなければならない。

3 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たつては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第十二条の二 障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第十三条 1・2略

3 障害児入所施設等は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する(一)。

(衛生管理等)

第十三条 1・2略

三 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

4・5略

(職員)

第二十七条 1～3略

4 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号))の規定による大学を含む。第三十六条第三項、第五十三条第二項第六号イ、第五十七条第四項、第五十九条第四号、第六十七条第十五項、第九十一条第三項、第九十九条第四項及び第一百一条第四号において同じ。(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5～7略

(職員)

第三十六条 1・2略

3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)(若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4～6略

(職員)

第五十七条 1～3略

3・4略

(職員)

第二十七条 1～3略

4 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号))の規定による大学を含む。第三十六条第三項、第五十三条第二項第六号イ、第五十七条第四項、第五十九条第四号、第六十七条第十五項、第九十一条第三項、第九十九条第四項及び第一百一条第四号において同じ。(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5～7略

(職員)

第三十六条 1・2略

3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)(において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4～6略

(職員)

第五十七条 1～3略

4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならぬ。

5 略

(職員)

第六十七条 1・2略

3 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。ただし、児童三十人以下を入所させるものにあつては、当該総数に一以上を加えるものとする。

4 略

11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、児童おおむね四人につき一人以上とする。ただし、児童三十五人以下を入所させるものにあつては、当該総数に一人以上を加えるものとする。

12 略

15 福祉型障害児入所施設の心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならぬ。

(職員)

第八十一条 福祉型児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保

4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならぬ。

5 略

(職員)

第六十七条 1・2略

3 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を四・三で除して得た数以上とする。ただし、児童三十人以下を入所させるものにあつては、当該総数に一以上を加えるものとする。

4 略

11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五人につき一人以上とする。ただし、児童三十五人以下を入所させるものにあつては、当該総数に一人以上を加えるものとする。

12 略

15 福祉型障害児入所施設の心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならぬ。

(職員)

第八十一条 福祉型児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保

育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰^{かくたん}吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員をそれぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

一 児童四十人以下を通わせる施設 栄養士

二 調理業務の全部を委託する施設 調理員

三 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
看護職員

四 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員

五 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者

育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせるものにあつては栄養士を、調理業務の全部を委託するものにあつては調理員を置かないことができる。

が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十条第

一項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員

2 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならぬ。

3～5略

6 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。ただし、言語聴覚士の数は、四人以上でなければならない。

7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第一項に規定する職員（看護職員を除く。）及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせるものにあつては栄養士を、調理業務の全部を委託するものにあつては調理員を置かないことができる。

8・9略

（職員）

第九十一条 1・2略

3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。

2 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。

3～5略

6 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。ただし、言語聴覚士の数は、四人以上でなければならない。

7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第一項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせるものにあつては栄養士を、調理業務の全部を委託するものにあつては調理員を置かないことができる。

8・9略

（職員）

第九十一条 1・2略

3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。

4～6略

(職員)

第九十九条 1～3略

4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く)。以下この項において同じ。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。

5・6略

(児童自立支援施設の長の資格等)

第百条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百二十二条の「人材育成センター」(以下「人材育成センター」という。)が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一・二略

三 児童自立支援専門員の職にあつた者等児童自立支援事業に五年以上(人材育成センター)が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程(以下「講習課程」という。)を修了した者であつては、三年以上)従事した者

四 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であ

4～6略

(職員)

第九十九条 1～3略

4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く)。以下この項において同じ。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。

5・6略

(児童自立支援施設の長の資格等)

第百条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百二十二条の「児童自立支援専門員養成所」(以下「養成所」という。)が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一・二略

三 児童自立支援専門員の職にあつた者等児童自立支援事業に五年以上(養成所)が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程(以下「講習課程」という。)を修了した者にあつては、三年以上)従事した者

四 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であ

って、次に掲げる期間の合計が五年以上（人材育成センターが行う講習課程を修了した者にあつては、三年以上）であるもの

イハ略

2 略

附 則

第十四条 1 略

2 基準日において現に存する旧法第四十三条の二の旨ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）であつて、整備法附則第三十四条第二項の規定により新法第三十五条第三項又は第四項の規定に基づき児童発達支援センターとして設置しているものとみなされたものに対する第八十一条第六項の適用については、同項本文中「言語聴覚士」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）、言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）」と、同項ただし書中「言語聴覚士の数は、四人」とあるのは「聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の数は、それぞれ二人」とする。

って、次に掲げる期間の合計が五年以上（養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、三年以上）であるもの

イハ略

2 略

附 則

第十四条 1 略

2 基準日において現に存する旧法第四十三条の二の旨ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）であつて、整備法附則第三十四条第二項の規定により新法第三十五条第三項又は第四項の規定に基づき児童発達支援センターとして設置しているものとみなされたものに対する第八十一条第六項の適用については、同項中「言語聴覚士及び」があるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）、言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）及び」と、「言語聴覚士の数は、四人」とあるのは「聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の数は、それぞれ二人」とする。